

令和8年4月30日招集

# 4月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

## 令和8年度4月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年4月30日(月) 午後2時30分から午後3時05分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (29人)

### 農業委員

1番 田村良雄	2番 若林清廣	3番 本田敏明
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
	8番 佐藤英一	9番 保科豊秋
10番 長井範親		12番 塩原信子
13番 帯瀬和幸		15番 平原大悟
16番 大嶋喜芳	17番 丸山和秀	18番 樋口智
19番 江端美春	20番 間宮一	
22番 増井勝	23番 高橋仁	24番 吉田浩

### 農地利用最適化推進委員

1番 山岸洋子	2番 阿部和美	3番 鈴木健二
	5番 笠原綱生	6番 白井雅彦
7番 伊勢亀裕二		9番 原田秀一
10番 田澤利英	11番 武田要一郎	

4 欠席委員 (7名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

議案第5号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 古泉淳也  
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩

南区事務所長 佐藤政道      西区事務所長 洪川弘行  
西蒲区事務所長 佐々木徹  
管理係長 藤崎由香里      農地係長 早川努      農政振興係長 神田康裕  
管理係主査 鱈淵兼太郎      農地係主査 嶋倉明彦

## 7 会議の概要

<p>古泉次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和8年度4月定例総会を開会いたします。</p> <p>7番 成田誠一委員、11番 高橋潤一委員、14番 野澤栄委員、21番 草野伸一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中20名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、5番 田中さとみ委員、8番 佐藤英一委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>追加議案第5号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)</p> <p>議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について 議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

農地係長	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で15件、中央地区で6件、秋葉区で5件、南区で13件、西区で1件、西蒲区で14件の計54件です。</p> <p>次に議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で2件、南区で2件、西区で1件の計5件です。</p> <p>次に議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で3件、中央地区で5件、秋葉区で3件、南区で2件、西区で1件、西蒲区で1件の計15件です。</p> <p>次に議案第5号 (法第3条許可) 買受適格証明願に関する意見決定が、北区で2件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は76件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の山岸でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の20件は、去る4月27日に審査を行いました。</p> <p>最初に、議案第4号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」から「北9号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「北10号」から「北15号」は、農地を交換し農地集約を図るものです。</p> <p>次に、議案第5号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)です。</p>

<p>議長</p> <p>中央区部会長</p>	<p>議案書 29 ページをご覧ください。</p> <p>「北 1 号」及び「北 2 号」は、所有者・願出人ともに同じですが、競売案件が分かれているため、2 件となっています。</p> <p>次に、議案第 2 号農地法第 5 条許可申請についてです。</p> <p>議案書 22 ページをご覧ください。</p> <p>「北 1 号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の隣地で廃品回収業を営んでいますが、敷地拡張のため申請にいたりしました。</p> <p>申請地の農地区分は第 2 種農地であり、土地改良区除外地です。排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>「2 号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の隣地で牛用の発酵飼料の製造販売業を営んでいますが、敷地拡張のため申請にいたりしました。</p> <p>申請地の農地区分は第 2 種農地であり、転用面積は 5,772 m<sup>2</sup>で土地改良区除外地です。</p> <p>排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>「北 3 号」は、農地を売買によって取得し、露天中古車置場に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の隣地で中古車販売業を営んでいますが、現在の敷地が不足したため申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第 2 種農地で土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 15 件、買受適格証明願（法第 3 条許可）2 件、農地法第 5 条許可申請 3 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていた</p>
-------------------------	---

<p>議長</p>	<p>         できます。          中央地区部会の審査案件の13件は、去る4月27日に審査を行いました。          まず、議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。          議案書6ページから7ページをご覧ください。          「中1号」は、自宅に隣接する農地を新規に取得するものです。          「中2号」は、譲渡人の要望を受け、賃借権を設定するものです。          「中3号」から「中6号」は、規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。          続きまして、議案第1号 農地法第4条許可申請についてです。          19ページをご覧ください。          「中1号」及び「中2号」は、近隣企業の要望を受け貸露天駐車場敷地として転用するものです。          農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。          続きまして、議案第2号 農地法第5条許可申請についてです。          23ページから24ページをご覧ください。          「中1号」は、市発注の下水道工事に伴う現場事務所等の敷地として一時転用するものです。          農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。          「中2号」は、特定建築条件付売買予定地として、          「中3号」は、個人住宅建築敷地として、          「中5号」は、農家住宅敷地として、転用するものです。          いずれも農地区分は第3種農地です。          「中4号」は、貸露天駐車場敷地として転用するものです。          農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。          「中1号」から「中5号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。          以上、農地法第3条許可申請6件、第4条許可申請2件、第5条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。          中央地区部会の報告は以上です。            ありがとうございます。次に秋葉区部会の報告をお願いします。       </p>
-----------	---

秋葉区部会長	<p>す。</p> <p>秋葉区部会長の笠原でございます。  それではご報告させていただきます。  秋葉区部会は議案記載の8件を、27日に審査いたしました。  「議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」です。  議案書8ページ及び9ページをご覧ください。  「秋1号」は譲渡人の申出により贈与するものです。  「秋2号」及び「秋3号」は両者合意により交換するものです。  「秋4号」は譲渡人の申出により売買するものです。  「秋5号」は譲渡人の申出により贈与するものです。  続いて、「議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について」です。  議案書25ページをご覧ください。  「秋1号」は第1種農地に住宅敷地拡張として、  「秋2号」は第3種農地に特定建築条件付売買予定地として、  「秋3号」は第3種農地に通路敷地として 転用申請がされました。  以上8件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。  秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p>
南区部会長	<p>南区部会長の伊勢亀でございます。それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は17件で、去る4月27日に審査を行いました。</p> <p>議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。  議案書の10ページから13ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」、「南2号」、「南4号」、「南5号」、「南6号」、「南9号」及び「南13号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により、所有権を取得するものです。</p> <p>「南3号」は、自身が経営する法人へ農地を貸し付けるため、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>「南7号」、「南8号」、「南11号」及び「南12号」は、農作業</p>

の効率を良くするため、それぞれの農地を贈与並びに交換により、所有権を移転するものです。

「南10号」は、相続により取得した共有持ち分を遺贈により、所有権を移転するものです。

次に、議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定です。

議案書の20ページをご覧ください。

「南1号」は、個人住宅拡張敷地に転用するものです。

転用者は、申請地の隣に居住していますが、手狭になり自宅を増築するため申請しました。申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。

次の「南2号」は、露天駐車場敷地に転用するものです。

転用者は、アパート経営をしていますが、入居者の駐車場が必要になり申請しました。申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可相当と判断されます。

次に、議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定です。

議案書の26ページをご覧ください。

「南1号」は、農地に賃借権を設定し、仮設ヤード及び道路敷地に一時転用するものです。

転用者は、小須戸橋架け替え事業に伴い、ガス管の移設工事を行うため申請しました。

申請地の農地区分は、農用地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。

次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、区内の集合住宅に居住していますが、戸建て住宅を建築するため申請しました。申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可相当と判断されます。

なお、4条許可申請2件、5条許可申請2件は、周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。

以上、農地法第3条許可申請13件、農地法第4条許可申請2件、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。

南区部会の報告は、以上です。

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の原田でございます。</p> <p>4月27日に開催した西区部会での審査結果について、報告をいたします。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」は、譲渡人の要望により売買するものです。</p> <p>次に、21ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、自己の所有農地の一時転用を延長し、営農型太陽光発電設備の支柱設置敷地とするものです。</p> <p>農地区分は、農振農用地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>次に、27ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、申請地を売買し、露天駐車場拡張敷地とする計画です。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定の、「既存施設の面積2分の1以内の拡張」に該当するため、許可できるものです。</p> <p>4条および5条の案件はともに、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請、第4条許可申請、第5条許可申請、各1件、合計3件については、いずれも問題ないものと判断いたしました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の15件は、去る4月27日に審査を行い</p>

	<p>ました。</p> <p>議案第4号 農地法第3条許可申請についてです。 議案書15ページから18ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」から「蒲4号」、「蒲13号」および「蒲14号」は、譲渡人の要望により、所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲5号」から「蒲12号」は、譲受人の規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書28ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、海砂の一時堆積場及び通路敷地に一時転用するものです。</p> <p>申請地近くの海水浴場整備工事で発生する海砂の一時堆積場とするため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請14件、第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案書2ページ、追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、議案書 29 ページ、追加議案第 5 号 買受適格証明願に関する意見決定について（法第 3 条許可）の審議に入ります。適格相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので適格相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 19 ページ、議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000 m<sup>2</sup>を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 22 ページ、議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、なお、議案書 22 ページ北 2 号、26 ページ南 1 号、28 ページ蒲 1 号については、3,000 m<sup>2</sup>を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。</p>
議 長	<p>それ以外の場合は、次回定例総会で、再度審議することといたします。</p> <p>北 2 号・南 1 号・蒲 1 号以外の事案は、諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p>

<p>農政振興係長</p>	<p>次に、別冊の議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の神田です。議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、着座にて説明させていただきます。</p> <p>最初に、議案書作成後に変更のあった案件について説明します。本日机上に配布させていただいた、正誤表をご覧ください。</p> <p>別冊資料の74ページ、新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、新規の利用権設定、秋葉23号及び24号です。10a当たり賃料が5,400円となっておりますが、議案書作成後に変更したい旨の申出があり11,000円に修正をいたします。</p> <p>それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、1ページ令和8年4月の利用権の設定等を促進する事業 地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について「小計の欄」をご覧ください、北区76件、中央地区246件、秋葉区42件、南区48件、西区86件、西蒲区204件、合計で件数702件、面積2,654,471㎡です。</p> <p>次に、利用権の移転について、北区9件、中央地区8件、秋葉区41件、南区11件、西区15件、西蒲区13件、合計で件数97件、面積532,947㎡です。</p> <p>続いて2ページ、中間管理機構を介した売買について「所有権の移転の欄」です、北区2件、中央地区2件、南区9件、西蒲区1件、合計で14件、面積63,150㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の4ページ以降のとおりとなります。</p> <p>新規の利用権設定については、4ページ、北1号から147ページ、西蒲204号までのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については、148ページ、北1号から169ページ、西蒲13号までのとおりです。</p> <p>最後に、機構を介した売買については、170ページ、北1号から174ページ、西蒲1号までのとおりです。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から4月15日付け意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>意見書については、175から182ページのとおり、“農地中間管</p>
---------------	---

<p>議 長</p>	<p>理権の取得または権利の設定は適当である”“新潟県農林公社による所有権の取得・移転は適当である”旨を決定し、市に対して回答したいと考えております。</p> <p>促進計画については、総会翌々月の県の公告によって効力が発生し、本総会案件についての県公告は令和8年6月30日からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入りますが、私と間宮会長職務代理者の関連事案が含まれておりますので、まず、私の関連する事案を先に審議し、それ以外の事案については、その後審議することといたします。</p> <p>それでは、議長を間宮会長職務代理者に交代します。よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長 (間宮会長職務代理)</p>	<p>それでは、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>別冊の議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について 議案書67ページ 中236号、中238号について、審議いたします。委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (間宮会長職務代理)</p>	<p>それでは、今ほどの2件の事案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長 (間宮会長職務代理)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係委員から、入室していただいで下さい。</p>

<p>議 長 (間宮会長職務代理)</p>	<p>それでは、虎澤会長に議長を交代します。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、引き続き、議事を進行します。 別冊の議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について 先ほど承認された事案以外について、審議いたします。 なお、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、別冊の議案第3号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について 先ほど承認された事案以外について、審議いたします。原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。  (異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。 関係の委員から入室していただいで下さい。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、議事として提案した案件について終了します。 その他として、委員の皆さんから何かありませんか。  (発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。  (発言なし)</p>
<p>議 長 終了時間 15:05</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和8年度4月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---